

京都市告示第 123 号

道路整備特別措置法第8条第1項第9号の規定に基づき、平成20年5月15日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が京都市に代わって次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、道路法第18条第1項の規定に基づき、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成20年5月27日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
高速道路1号線	山科区西野山桜ノ馬場町144番地の3地先から 東山区福稲柿本町31番地の6地先まで	メートル 3,766.60	メートル 5.70 ~ 132.70

(建設局土木管理部道路明示課)